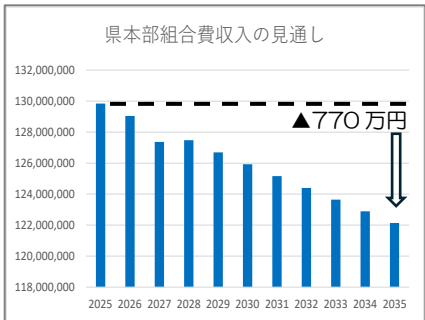


〔発行〕自治労
福島県本部会津総支部
〔所在地〕会津若松市西栄町
7-9 会津労働福祉会館 2 階
〔連絡先〕
jitirou.aizu@gmail.com
(携帯) 090-3361-8400

【図表 1】県本部の今後 10 年間の納入人員と（一般）組合費収入の推移

年度	納入人員	組合費
2025	14,524	129,844,560
2026	14,435	129,048,900
2027	14,247	127,368,180
2028	14,259	127,475,460
2029	14,172	126,697,680
2030	14,086	125,928,840
2031	14,000	125,160,000
2032	13,915	124,400,100
2033	13,830	123,640,200
2034	13,746	122,889,240
2035	13,662	122,138,280

【図表 2】今後 10 年間の組合費収入の推移



【図表 3】県本部へ納入する組合費の内訳

区分	県本部分	本部分
一般組合費	月 590 円	月 570 円
支援費	月 100 円	
休職補償費	月 55 円	
計	月 745 円	月 570 円
闘争組合費		
闘争費	年 3,700 円	年 3,000 円
地方自治研究費	年 700 円	
計	年 4,400 円	年 3,000 円
合計	年 13,340 円	年 9,840 円

紙面学習

シリーズ 39

『本部・県本部財政見直し』

現在、組織討議に付されている「自治労本部・県本部財政の見直し」について、各単組で充分に議論し、多くの意見書を県本部へ提出しよう！

▼先月 10 日・11 日の日程で、リステル猪苗代で開催された県本部定期大会において、「自治労本部・県本部財政の見直し」について組織討議（役所で言えばパブリックコメント）に付すことが決定され、現在、各単組において、意見書の提出（提出期限 12 月 25 日）に向けて内容の精査が始まっているものと思います。今回は、各単組から多くの意見書が提出されるように、この見直し案の概要を（県本部の部分を中心に）ご説明したいと思います。

▼【図表 1】は、今後 10 年間の県本部の納入人員と（一般）組合費収入の推移です。納入人員とは、基本的に組合員数の 90%（定年延長職員・再任用職員・任期付職員・会計年度任用職員については、別途調整）の数で、これに単価をかけて県本部組合費を算出します。納入人員については、そもそもの職員数の減や、（全体的に見て）組合に加入しない人の増加により、10 年後には 6% 程度減ると見込んでいます。これに伴い【図表 2】のとおり 10 年後

当面の日程

- 11 月 19 日（水）
〇17:30～磐梯町職労第 64 回定期大会（磐梯町役場）
- 11 月 21 日（金）
〇18:30～総支部単代会議（会津労福会館）
- 11 月 25 日（火）
〇17:45～湯川村職労第 73 回定期大会（湯川村公民館）
- 11 月 28 日（金）
〇18:30～南会津町職労第 21 回定期大会（南会津町役場）

には、（一般）組合費が 770 万円減るとしてあります。【図表 3】は、各単組から県本部に納入される組合費の内訳です。県本部は、自治労本部へ「本部分」と記載されている額を納入することとなります。

▼結論を書くとき、自治労本部・県本部とも今後、組合員数（納入人員）が減少し、組合費収入が減っていくこと。これに対し、支出額も減ればいいのですが、単組の力量が低下している状況があり、より本部・県本部によるサポートを強化していかねばならない現実があること等の理由から、組合費を値上げせざるを得ないという内容です。具体的には、本部は、27 年 10 月から【図表 3】の本部分一般組合費月額 570 円を 1000 円引き上げる

【図表 4】県本部分「95 円」引き上げの根拠

①県本部組合費収入の減の対応
※詳細は【図表 1】【図表 2】参照
2025 年度県本部分組合費
14,524 人×745 円×12 カ月=129,844,560 円…a
2035 年度県本部分組合費（見込）
13,662 人×745 円×12 カ月=122,138,280 円…b
b-a=▲7,706,280 円
7,706,280÷10 年間÷13,662 人÷12 カ月÷5 円…A
②内局専従役員の人件費不足分
現状欠員 1 名で単年度収支 100 万円前後の赤字⇒今後人件費不足
内局専従役員⇒委員長・書記長・書記次長・組織部長・調査部長
内局専従役員 5 名（県支部事務局長を除く）中、書記次長が欠員状態
欠員 1 名分人件費 9,770,000 円÷14,524 人÷12 カ月÷57 円…B
③県本部事務所の家賃等の経費
現在の協働会館内（福島市）の事務所を立ち退く必要があり、県庁周辺の賃貸物件への転居が必要となっている。
家賃は月 500,000 円以内とし共済県支部と折半とする。
（家賃 250,000 円＋駐車場代 8 台分 96,000 円＋光熱水費 120,000 円）÷14,524 人÷33 円…C
※一人当たりの県本部分組合費引き上げ額
A・5 円＋B・57 円＋C・33 円 =95 円

こと。県本部は、1 年前倒しで 26 年 10 月から、一般組合費 590 円を 95 円引き上げる、としていきます。合わせる月額 195 円×12 月＝2340 円の引き上げとなります（実際にはこの 9 割分）。

また、これまでは本部も県本部も組合費は「定額制」としてきましたが、28 年 6 月から「定額スライド方式」とするとしています。これは、前年度の月額組合費に人事院勧告の官民較差率（本年の人勧では 3・62％）分を上乗せするといふものです。

▼次に、県本部の引き上げ分「95

円」の根拠について、【図表 4】でご説明します。

まず、①県本部組合費収入減の対応分が 5 円、②内局専従役員の人件費不足分が 57 円、③県本部事務所の家賃等の経費で 33 円、計 95 円という訳です。補足説明すると、②内局専従役員の内、書記次長が欠員となっています。本来、書記次長の担当は、自治体議員連合・自治研・財政・教育宣伝・機関紙・文化対策（スポ大等）・内局打合せ等々ですが、これらが書記長等へ割り振られて、何とかこなしているというのが実態だと思います（経験

【図表 5】見直しに係るスケジュール

時 期	内 容
2025 年 12 月 25 日	組織討議案に対する県本部への意見提出期限
2026 年 2 月	県本部第 118 回臨時大会で「財政見直し案」提起
2026 年 8 月	自治労第 100 回定期大会で各県本部の意見を反映させた「本部構造改革案」提起
2026 年 10 月	一般組合費県本部分 95 円引き上げ
2027 年 8 月	自治労第 101 回定期大会で関連規程等の改正
2027 年 10 月	一般組合費本部分 100 円引き上げ
2028 年 6 月	「定額スライド方式」開始

者として、やはり書記次長は必要です。③については、現在県本部が入っている協働会館の老朽化により 26 年 11 月までに退去する必要がある、これに伴い新たな事務所を借りなければなりません。

▼以上です。要は、収入が減っても、その分の支出は減らせないから組合費を上げるということです。でも、減らせる支出は存在します。例えば、印刷費。大会等々の膨大な資料は、未だに紙。そろそろ組合も完全ペーパーレス化を目指す必要があります。それには単組の理解・協力も必要です。

編集後記



○本文の続きになります。私見を少々（笑）。上記②③に関連して、県本部内局専従役員選出の最大の障壁は（県北以外）「単身赴任が必要」であるということだと思います。また、単組の支援強化のためには総支部体制の強化が必要です。これらの課題は、内局専従役員の勤務先を「各総支部事務所」とすること（総支部 2 名体制とすること）で解決できると思います。今の世の中、どこにいても会議等ができるのですから…。

（坂内）

総支部 HP

会津総支部ホームページのトップページです。



機関紙

総支部機関紙のバックナンバーは、こちらから。

